

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

タクシー株式会社代表取締役 (以下「甲」という。)と タクシー労働組合執行委員長 (タクシー株式会社労働者代表) は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週 40 時間、1日 8 時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日 8 時間、1週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週 1 日又は 4 週 4 日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第 2 条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満 18 歳以上の者)	延長することができる時間			期間
				1 日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1 箇月(4月1日)	1 年(4月1日)	
下記に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	30	5	50	450	平成 年 4 月 1 日か ら平成 年 3 月 31 日まで
		自動車整備士	6	4	45	360	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	4	45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	4	45	300	
1年単位の 変形労働時間制 により労働する 労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	10	5	48	400	平成 年 4 月 1 日か ら平成 年 3 月 31 日まで
		自動車整備士	6	3	42	320	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	3	42	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	3	40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	42	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ勤務割表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日まで
	自動車整備士	14		
事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	14	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日まで
毎月の精算事務のため	経理事務員	14		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

タクシー労働組合

執行委員長

印

タクシー株式会社

労働者代表

印

タクシー株式会社

代表取締役

印